

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第十六項の規定によって、三次市所在の小文地区県営土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、この土地改良事業計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この変更計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この変更計画が定められたことを知った日（広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県知事の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して六か月以内に広島県を被告として広島地方裁判所にこの計画の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。

令和八年十月八日

広島県知事 横 田 美 香

一 縦覧期間

令和八年十月八日から令和八年十月二十八日まで

二 縦覧場所

三次市役所及び広島県ホームページ